

IND-5525-2007

アンチラストテラミ SC-F

バリウム系添加剤無添加 指紋除去形洗浄兼中間防錆油

アンチラストテラミ SC-Fは、長年の研究と経験をもとに開発されたバリウム系添加剤無添加の指紋除去形洗浄兼中間防錆油です。アンチラストテラミ SC-Fは、前工程油や異物の洗浄除去は勿論のこと、さびの発生因子となる指紋由来の塩素イオンや硫酸イオンなどの除去性に優れています。

多くの防錆油にはバリウム系のさび止め添加剤が配合されていますが、一方ではこれらの化合物とは異なるものの、特定のバリウム化合物の人への影響が危惧されています。このことから、欧米など一部地域(国・州)ではバリウムやバリウム化合物に関する規制を強化する動きや、輸外型産業では自主的にバリウム系防錆油の使用を制限するなどの動きが見受けられます。アンチラストテラミ SC-Fは、従来のバリウム系防錆油と同等のさび止め性能を有しており、輸出部品などの洗浄や中間防錆にも安心してご使用頂けます。

●特長

1. 指紋除去性に優れている

金属加工部品に付着した指紋や腐食因子を除去する性能が優れています。これらの除去を目的に使用する際は、浸せき法が効果的であり、はけ塗りや吹き付けでは除去性が低下します。

2. さび止め性能が優れている

厳選された鉱油とさび止め添加剤の働きにより優れたさび止め性能を発揮します。

3. 引火点が高い

溶剤希釈形ですが、引火点が104℃と高い防錆油です。

4. 脱脂性が優れている

有機溶剤やアルカリ洗浄液で容易に除膜することができます。

5. 作業性に優れている

ワックスなどの造膜剤を配合していないため、精密部品用途での異物の除去を目的とした洗浄に最適であり、フィルターろ過も容易になります。

6. 環境に配慮している

バリウム系添加剤を使用していないため、環境への適合性にも優れています。

●用途

各種機械部品、精密機械部品など

●使用法

浸せき

●荷姿

200lドラム、20lペール缶

●アンチラストテラミ SC-Fの代表性状

色	(ASTM)		L1.0
密度	(15℃)	g/cm ³	0.820
動粘度	(40℃)	mm ² /s	2.7
引火点	(COC)	℃	104
指紋除去性			合格
水置換性			合格
金属腐食性			合格
湿潤試験	(A級保持時間)	h	1,000以上
さび止め期間	(目安)		3ヶ月
塗膜の状態			半乾燥性 透明膜
膜厚		μm	1.0
消防法危険物分類			第3石油類

※代表性状値は、商品の改定等により予告せずに変更場合があります。
(2011年3月)



■保管に関してのご注意

冬期などに寒い場所に放置しますと、添加成分の一部が極まれに析出して曇りを生じることがありますので、できるだけ屋内に保管してください。添加成分由来の曇りや分離物が生じていた場合には、室温で攪拌してからご使用ください。



取扱上の注意

▼取扱いについては下記の注意事項に従って行って下さい。

成分：	潤滑油基油、潤滑油添加剤
絵表示：	 
注意喚起語：	危険
危険有害性情報：	可燃性液体 重篤な眼の損傷 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
注意書き： 安全対策	<ul style="list-style-type: none">・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。・眼に入れないこと。飲み込まないこと。・熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。・容器を接地すること／アースをとること。・取り扱い後はよく手を洗うこと。・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	<ul style="list-style-type: none">・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。・眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。・火災の場合：消火するために有効な消化剤を使用すること。
保管	<ul style="list-style-type: none">・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。・一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。・施錠して保管すること。
廃棄	<ul style="list-style-type: none">・内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規則にしたがって廃棄すること。・不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。